

データサービス利用規約

本「データサービス利用規約」（以下、「本利用規約」といいます。）は、ライトハウステクノロジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「LHTC」といいます。）が提供するデータ等の配信やクラウドサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用等について、お客様（以下「ユーザ」といいます。）と、LHTC の間で交わされる合意文書です。

第1章 総則

第1条（本利用規約の適用）

1. LHTC は、本利用規約に基づき、本サービスを提供します。
2. 本利用規約と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が本利用規約に優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

1. ユーザ
本利用規約に基づく利用契約を LHTC と締結し、本サービスを利用する者
2. 認定利用者
ユーザによる LHTC へ申請および LHTC の書面による承認を得て本サービスを利用する、ユーザの顧客や関係会社
3. ユーザ等
ユーザおよび認定利用者
4. 認定代理店
LHTC が認定した、本サービスの販売活動やサポート、ユーザから LHTC への利用料金等支払の仲介を行う者
5. LHTC 等
LHTC および認定代理店
6. 本サービス
本利用規約に基づき、LHTC がデータ・サービス・プ

ロバイダとしてユーザに提供する別紙「サービス仕様書」所定の提供サービスおよびサポート

7. 本サービスの利用
ユーザおよび認定利用者等が、本サービスおよび本サービスにより提供されるデータを利用すること
8. 利用契約
本利用規約に基づき LHTC とユーザとの間に締結される本サービスに関する契約
9. 利用契約等
利用契約、別紙「サービス仕様書」および別紙「サービス料金表」、ならびに本利用規約
10. 利用期間
利用契約等に定める、ユーザが本サービスを利用できる期間
11. 利用料金
本サービスや関連する LHTC 提供機器やプログラム、サポート等の利用対価として、ユーザが LHTC に対し、直接または認定代理店を通じて支払う料金
12. サービス料金表
LHTC がユーザに提示する、利用料金や利用に係る条件を定めた書類、見積書
13. サービス仕様書
本サービスおよび本サービスデータの仕様やサービスレベル、サービスの利用方法、利用に係る条件等を定めた書類
14. 利用申込書
本サービス利用の申込にあたり、ユーザが LHTC に提出する書類

15. 利用許諾通知書
LHTC がユーザに対し、ユーザ等による本サービスの利用の許諾を通知し、同時に利用契約の締結を意味する書類
 16. 変更申込書
本サービスの利用内容の変更を希望する場合や、利用申込書の記載に変更が生じた場合に LHTC へ提出する書類
 17. 変更許諾通知書
利用契約締結中のユーザから提出された変更申込書に対し、LHTC が変更申込の許諾を通知する書類
 18. 変更通知書
LHTC がユーザに対し、LHTC 側の事由による本サービス内容の変更を通知する書類
 19. 解約申込書
ユーザが LHTC に対し、本サービスの利用を停止し、利用契約の終了を届け出る際に提出する書類
 20. 解約受諾通知書
利用契約締結中のユーザから提出された解約申込書に対し、LHTC が解約申込の許諾を通知する書類
 21. 契約解除通知書
本サービスの利用停止や利用契約の終了を、LHTC からユーザに通知する書類
 22. ライセンス
LHTC がユーザに対して許諾する、本サービスや関連する機器やプログラム、サポート等を利用する権利
 23. クライアント
本サービスの利用のため、ユーザ等が使用する受信機やコンピュータ、ソフトウェア等
 24. クライアントソフトウェア
本サービスの利用のため、ユーザ等によるクライアントへのインストール、実行および使用を LHTC が許諾したコンピュータプログラム、ライブラリ等
 25. LHTC 提供機器
有償、無償を問わず、ユーザ等が本サービスの提供を受ける用途で利用するため、LHTC がライセンスの一部として提供する機器やコンピュータプログラム等
 26. ユーザ機器
本サービスの提供を受けるためユーザ等が自らの責任および負担において調達し、使用する機器、電気通信設備、コンピュータ、ソフトウェア等
 27. アクセス回線
本サービスを利用するため、ユーザ等が電気通信事業者から提供を受けて使用する電気通信回線
 28. ユーザ ID
ユーザとその他の者を識別するために用いられる符号
 29. パスワード
ユーザ ID と組み合わせて、ユーザとその他の者を識別するために用いられる符号
 30. 本サービス用設備等
本サービスの提供にあたり、LHTC が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェア等
 31. 本サービスデータ
本サービスにおいて、LHTC が提供しユーザ等が利用するデータ
 32. 不可抗力
地震、津波、台風、火災その他の天災事変、電力会社による電力の供給停止、騒乱、暴動、戦争行為、疫病の流行その他 LHTC の合理的なコントロールを超えた事由
- ### 第3条（通知の方法）
1. LHTC からユーザへの通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面またはホームページに掲載するなど、LHTC が適当と判断する方法により行います。
 2. 前項の規定に基づき、LHTC からユーザへの通知を電子メールの送信またはホームページへの掲載の方法により行う場合には、利用契約等に基づきユーザが LHTC へ通知したアドレスへの電子メールの送信ま

たはホームページへの掲載がなされた時点から有効となり、書面の郵送による方法の場合には、ユーザ受領時から有効となります。

3. ユーザから LHTC への申込や報告、通知等は、利用契約等に特段の定めのない限り書面によるものとし、郵送または直接の授受により、LHTC 受領時に有効となります。

第4条（利用規約の変更）

1. LHTC は、本利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、ユーザ等の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新しい利用規約を適用するものとします。
2. LHTC は、前項の変更を行う場合は、60 日の予告期間において、変更後の新しい利用規約の内容をユーザに通知するものとします。
3. LHTC からの利用規約変更通知後、新しい利用規約発効までの予告期間内にユーザからの異議申立、または解約の申し出が無い場合、ユーザは変更後の利用規約に合意したものとします。

第2章 利用契約の開始

第5条（利用契約の締結と変更）

1. 利用契約は、ユーザが LHTC 所定の利用申込書を LHTC に提出し、LHTC が利用許諾通知書を発信したときに成立するものとし、発信した日を利用契約の締結日とします。なお、ユーザが利用申込書を提出した時点で、ユーザは本利用規約の内容を承諾しているものとみなされます。
2. ユーザからの申し出による利用契約の変更は、ユーザが LHTC 所定の変更申込書に変更の内容を記載した上で LHTC に提出し、LHTC がこれに対し変更許諾通知書により変更を許諾する通知を発信したときに成立するものとします。
3. LHTC は、前各項その他利用契約等の規定にかかわらず、ユーザが次の各号のいずれかに該当する場合に

は、利用申込や変更の申込を承諾しないか、もしくは承諾後であっても承諾の取り消しを行い、利用契約を締結しないまたは契約の変更を受諾しないことができます。

- (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがある場合
 - (2) 利用申込書に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあった場合
 - (3) 第 10 条（LHTC の申し出による解約）第 3 項に該当する場合
 - (4) その他、LHTC が契約の締結または継続を適当でないと判断する場合
4. LHTC からの申し出により利用契約の変更を行う場合は、60 日の予告期間をもって変更後の新しい利用契約の内容をユーザに通知するものとします。
 5. 前項に基づく LHTC からの利用契約変更通知後、新しい利用契約発効までの予告期間内にユーザからの異議申立、または解約の申し出が無い場合、ユーザは変更後の利用契約に合意したものとします。

第6条（契約期間）

1. 利用契約の有効期間は、利用契約締結日から本サービスの提供が終了する日までとします。

第7条（利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。ただし、LHTC が定める方法により期間満了 30 日前までにユーザまたは LHTC から別段の意思表示がないときは、利用契約は利用期間満了日の翌日からさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。
2. LHTC は、本サービスの利用期間満了の 60 日前までに、ユーザに利用契約の変更内容を知ることにより、更新後における本サービスの種類、内容および利用料金、その他利用契約内容を変更することができるものとします。

第8条（最短利用期間）

1. 本サービスの最短利用期間は、別紙「サービス仕様書」または、別紙「サービス料金表」に定めるものとします。
2. 別紙「サービス仕様書」または、別紙「サービス料金表」において最短利用期間の定めのない場合は、本サービスの利用契約締結日から6ヶ月を最短利用期間とします。
3. ユーザは、前項の最短利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第9条（ユーザの申し出による解約）に従うことに加え、LHTCが定める期限までに、解約日以降最短利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額およびその消費税相当額を一括してLHTCに支払うものとします。

第3章 利用契約の終了

第9条（ユーザの申し出による解約）

1. ユーザは、解約希望日の30日前までにLHTCが定める方法によりLHTCに通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合または解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が30日未満の場合、解約希望通知がLHTCに到達した日より30日後をユーザの解約希望日とみなすものとします。
2. 前項にかかわらず、ユーザはLHTCからの通知による利用契約等変更の内容に合意できない場合は、新しい利用契約等発効までの予告期間内にLHTCが定める方法によりLHTCに通知することにより、予告期間内のユーザが希望する解約希望日をもって解約することができるものとします。
3. ユーザによる月額費用の支払義務は解約希望日の月末分までとし、最低利用期間中の解約については第8条（最短利用期間）の定めに従うものとします。

4. ユーザは、本条に定めるユーザからの解約に関する通知がLHTCに到達した時点において未払いの利用料金等または支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

第10条（LHTCの申し出による解約）

1. LHTCは、解約日の30日前までにユーザに通知することにより、ユーザの承認を要することなく解約日をもって利用契約を解約することができるものとします。
2. 前項に基づき利用契約の全部または一部を解約する場合、LHTCは、既に支払われている利用料金等のうち、解約日以降の本サービスを提供しない月数に対応する額を月割計算にてユーザに返還するものとします。その際、1月に満たない月がある場合は同月も1月分として計算するものとします。
3. LHTCは、ユーザが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、ユーザへの事前の通知または催告を要することなく利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。
 - (1) 利用申込書その他通知内容等に虚偽の記載、誤記または記入もれがあった場合
 - (2) 支払停止または支払不能となった場合
 - (3) 手形または小切手が不渡りとなった場合、または銀行取引停止処分を受けた場合
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、その他強制執行による差押があったときまたは公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) (i)私的整理の開始、(ii)破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立またはその決定があったとき、(iii)いずれかの国において(ii)と同種または類似の手続の申立または開始決定があったとき、(iv)その他信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合

- (7) 利用契約等に違反し LHTC がかかる違反の是正を催告した後、当該催告の受領日の翌日から 14 日以内に当該違反が是正されない場合
- (8) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (9) LHTC への連絡なく、最終の利用日から 3 か月間本サービスの利用がなく、かつ LHTC が第 3 条（通知の方法）に基づき通知をしたにもかかわらず、通知日から 7 日を経過してもユーザから返信がない場合
- (10) その他利用契約を履行することが困難な事由が生じた場合

第11条（本サービスの廃止）

- 1. LHTC は、LHTC の都合により本サービスの全部、または一部を廃止することができるものとします。
- 2. LHTC は、前項の規定により本サービスの廃止を行う場合には 30 日前までにユーザに対して通知することとします。第 8 条（最短利用期間）所定の最短利用期間内といえども、当該サービス廃止日をもって本サービスの全部または一部を廃止し、本利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。
- 3. 前項に基づき本サービスの全部または一部を廃止する場合、LHTC は、ユーザから既に支払われている利用料金がある場合には、廃止日以降の本サービスを提供しない月数に対応する額を月割計算にてユーザに返還するものとします。その際、1 月に満たない月がある場合は同月も 1 月分として計算するものとします。

第12条（契約終了時の処理）

- 1. ユーザは、ユーザの希望または事由により利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって LHTC 提供機器、クライアントソフトウェアおよびそれに関わる LHTC から提供を受けた全ての資料等（当該ソフトウェアおよび資料等の全部または一部の複製物を含みます。以下同じとします。）、提供を受けた第 33 条（秘密情報等の取り扱い）に規定される秘密情報等を利用契約終了後直ちに LHTC に返還し、クラ

イアントおよびユーザ機器などに格納されたソフトウェア、資料等、および秘密情報等については、ユーザの責任で消去するものとします。

- 2. 利用契約が終了した時点で未払いの本サービス料金等その他の料金がある場合、ユーザは、直ちに LHTC へ当該料金等を支払うものとします。

第4章 料金および支払方法

第13条（本サービスの利用料金）

- 1. 利用料金および算定方法等は、別紙「サービス料金表」に定めるとおりとします。

第14条（利用料金の支払）

- 1. ユーザは、本サービスの利用期間について、別紙「サービス料金表」に定める利用料金およびこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき LHTC 等へ支払うものとします。
- 2. 利用期間において、第 23 条（一時的な中断および停止）に定める本サービスの中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、ユーザは、利用期間中の利用料金およびこれにかかる消費税等の支払義務を負います。ただし、LHTC が利用契約等に違反したことを直接の原因として本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）が 24 時間以上となる場合、利用不能の日数（1 日未満は切り捨て）に対応する当該料金制の利用料金およびこれにかかる消費税相当額については、この限りではありません。

第15条（利用料金の支払方法）

- 1. ユーザは、利用料金およびこれにかかる消費税および地方消費税等を、LHTC が定める方法または LHTC 等の発行する請求書記載の条件に従い支払うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、ユーザの負担とします。

第16条（利用料金不払時の措置）

1. ユーザが、利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、ユーザは、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、直ちに LHTC にこれを支払うものとします。
なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、ユーザの負担とします。
2. LHTC 等の発行する請求書記載または所定の支払期日までに、ユーザが利用料金を支払わなかった場合、LHTC は正当な理由を記載した文書による申し出をすることなく、第 23 条（一時的な中断および停止）の定めに従い、本サービスの全部または一部を停止することができるものとします。

第17条（利用料金の変更）

1. LHTC 等は、第 8 条（最短利用期間）所定の最短利用期間内といえども、60 日の予告期間においてユーザに通知をした上で、利用料金を変更することがあります。
2. LHTC 等からの利用料金変更通知後、新しい利用料金適用までの予告期間内にユーザからの異議申立、または解約の申し出が無い場合、ユーザは変更後の利用料金に合意したものとします。

第5章 本サービスの内容と利用条件

第18条（本サービスの内容）

1. LHTC が提供する本サービスの種類および利用許諾範囲、制限用途、制限事項等を含むその内容は、別紙「サービス仕様書」に定めるとおりとします。

第19条（認定利用者による利用）

1. ユーザは、認定利用者による本サービスの利用が LHTC に不利益をもたらさない合理的な説明と共に

に認定利用者の申請を LHTC に対して行い、LHTC から書面による承認を得たうえで、認定利用者により本サービスを利用させることができるものとします。この場合ユーザは、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

第20条（利用条件）

1. LHTC は、ユーザ等が利用契約等に基づいて、利用契約および別紙「サービス仕様書」に定められた事項に違反しないことを条件に、本サービスの利用およびクライアントライセンス、LHTC 提供機器を使用することを許諾します。
2. 本サービス、本サービスデータ、クライアントソフトウェアおよび LHTC 提供機器に関する著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権は、LHTC に帰属します。ユーザ等は、利用契約等にて LHTC が認めた範囲内で、本サービスを利用することができるものとし、本サービスやライセンスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。
3. 利用契約等において LHTC が認めた範囲内で、ユーザ等が本サービスを利用していることを確認するため、LHTC 等は必要な調査を行うことができるものとし、ユーザはこれに応じるものとします。
4. 利用契約等に定めのないサービスの提供を希望する場合、ユーザは LHTC と協議の上、利用契約等の変更または別途契約を締結するものとします。

第21条（サービスレベル）

1. LHTC は、努力目標として別紙「サービス仕様書」記載のサービスレベルを満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供します。
2. サービスレベルは、利用契約等で除外されている一切のサービスおよび免責事項に起因して生じた一切の問題には適用されません。

第22条（本サービスの品質）

1. LHTC は、本サービスが継続的に提供され、別紙「サービス仕様書」に定義されているサービスレベルを満たしている品質であることを確実にするために合理的な努力をしますが、常にこれを満たすことについての保証は行いません。
 2. ユーザは、本サービス利用中、本サービスがサービスレベルを、24 時間を超えて連続的に満たしていないことを客観的かつ合理的に立証し、当該判断に至る事象発見後 30 日以内に、LHTC に対し当該サービスレベル未達期間の利用料金の払い戻しを求めることができます。
 3. 前項により、利用料金の払い戻しを請求する場合、ユーザは LHTC に対し、当該事象を証明するための詳細な資料やデータ等の証拠を提出する必要があります。
 4. LHTC は、ユーザが申し立てた利用料金の払い戻しの要請について自ら調査を行い、LHTC の記録に基づきサービスレベルを満たしていないことが確認できた期間についてのみ、ユーザが支払った利用料金から払い戻しを行います。
 5. 本条に定めた利用料金払い戻しを求める通知および当該事象を裏付ける詳細な資料やデータ等の提出が、サービスレベルを満たさない当該事象を最後に確認した日から 30 日以内に提出されない場合には、ユーザは当該利用料金の払い戻しを求めることができないものとし、この場合、LHTC はこれに関する調査を実施しないものとします。
 6. 本項に基づく払い戻しは、1 回あたりの連続したサービスレベル未達時間が 24 時間を超過した場合に限ります。また、払い戻す当該未達時間数に相当する料金は、各回別かつ 24 時間毎に 1 日とみなし、24 時間未満の時間は切捨てとし、1 ヶ月を 30 日とする日割換算で計算されるものとします。
- または一部を一時的に停止することができるものとします。ただし、緊急かつやむを得ないと LHTC が判断した場合は、事前にユーザに通知することなく、本サービスの全部または一部を一時的に停止することができるものとします。
- (1) 本サービス用設備等の定期点検および更新等を行うとき
 - (2) 本サービスの提供に必要な設備等に対し保守、修理、工事、障害の対策等の実施が必要なとき
 - (3) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を中止するとき
2. LHTC は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ユーザへの事前の通知または承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1) 本サービス用設備等の故障のために修理を行う場合
 - (2) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) 不可抗力により本サービスを提供できない場合
 - (4) インターネット接続サービス等を提供する電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことができない場合
 - (5) 本サービスデータの生成に不可欠なデータの入手が不可または著しく困難な場合
 - (6) その他技術的に本サービスの提供または本サービスデータの適切な生成や提供が不可能または著しく困難な場合
 3. ユーザは、前二項により本サービスの提供の中断を受けた場合であっても、LHTC に対する当該期間中の料金の支払義務を負うものとします。

ただし、1 回あたりの連続した中断時間が 24 時間を超過した場合は、当該超過時間数に相当する料金（各回別かつ 24 時間毎に 1 日とみなし、24 時間未満の時間は切捨てとし、1 ヶ月を 30 日とする日割換算）については、ユーザは支払義務を免れるものとします。
 4. LHTC は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関してユーザ、認定利用者またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第23条（一時的な中断および停止）

1. LHTC は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前にユーザへ通知することにより、本サービスの全部

5. 前項に定める場合によらず、LHTC の責めに帰すべき事由により、本サービスの全部または一部が停止した場合、LHTC はユーザに対し通知をするとともに、本サービスの復旧に必要な措置を速やかに講ずるものとします。また、この停止が第 31 条（保証・免責）に定められた以外の事由で、かつ LHTC の責めに帰すべき事由によるもので、ユーザに損害が生じた場合には、ユーザは LHTC に対し、第 32 条（損害賠償）の規定に基づき当該損害の賠償を請求することができるものとします。
6. LHTC は、ユーザ等に対し、本サービスの停止や障害の原因および具体的な内容についての報告の義務を負わないものとします。

第6章 ユーザ等の義務

第24条（自己責任の原則）

1. ユーザ等は、本サービスの利用に伴い、自己の利用契約等違反、過失、注意義務違反、作為、不作為、その他自己の責に帰すべき事由で第三者（認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。ユーザが本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. ユーザは、ユーザ等が本サービスの利用に伴い、その故意または過失により LHTC に損害を与えた場合、LHTC に対して当該損害の賠償を行うものとします。

第25条（利用責任者）

1. ユーザは、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、LHTC 所定の利用申込書に記載して LHTC へ通知するものとし、本サービスの利用に関する LHTC 等との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。

2. ユーザは、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、LHTC に対し、LHTC の定める方法により変更予定日の 30 日前までに通知するものとします。

第26条（認定利用者に関する義務）

1. 第 19 条（認定利用者による利用）の定めに基づき、LHTC が認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、ユーザは認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者にこれらの事項を合意または遵守させるものとします。
 - (1) 認定利用者は、利用契約等の内容を承諾した上、ユーザと同様にこれらを遵守し、また本サービスデータを利用する第三者に遵守させることとします。ただし、利用規約等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます
 - (2) ユーザと LHTC 間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこととします。
 - (3) LHTC は、第 40 条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、ユーザ等から事前の書面による承諾を受けることなくユーザ等の第 33 条（秘密情報等の取り扱い）に規定される秘密情報を開示することができることとします。ただし、当該秘密情報に関して、LHTC は利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
 - (4) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して LHTC に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、LHTC に対して一切の責任追及を行わないこととします。
2. ユーザは、LHTC から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。
3. 認定利用者が、本条第 1 項各号所定の条項に違反した場合、ユーザはすみやかに当該違反を是正させるものとします。

4. 認定利用者が、本条第1項各号所定の条項に違反した場合、LHTC は次の各号に定める措置を講ずることができるものとします
- (1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること
- (2) ユーザに対し、当該認定利用者に対する本サービスおよび本サービスデータの提供を行わないよう要請すること。なお、ユーザは当該要請を拒絶できないものとします。
- (3) 当該違反が利用契約継続に重大な影響を及ぼすと判断できる場合、LHTC とユーザの間の利用契約の全部または当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を解除すること

第27条（ユーザによる変更の報告）

1. ユーザは、その商号または名称、本店所在地または住所、連絡先その他利用申込書のユーザにかかわる事項に変更がある場合、LHTC の定める方法により当該変更後速やかに LHTC に報告するものとします。
2. ユーザが、合併・分割・事業譲渡等により利用契約等の地位の承継等があった場合、承継等があった日から30日以内にLHTC所定の書類をLHTCに提出し、報告するものとします。
3. LHTC は、前項の報告があったとき、またはユーザが前項の報告を怠ったときは、ユーザとしての地位の承継を認めず、利用契約を解約することができます。
4. LHTC がユーザとしての地位の承継を認める通知を発行した場合、地位を承継したユーザは利用契約についてこれを承継するものとします。
5. LHTC は、ユーザが第1項および第2項に従った報告を怠ったことによりユーザが通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第28条（設備や機器の設定と維持）

1. 本サービスの利用に際し、ユーザ等は、自己の費用と責任において、サービス仕様書所定の利用条件を満たすユーザ機器やアクセス回線等の本サービス利用のための環境を調達し、必要な設定および維持管理を行うものとします。
2. 前項に定めるユーザ機器、アクセス回線等の本サービス利用のための環境に不具合がある場合、LHTC はユーザ等に対してユーザ等が本サービスを受けられないことについて一切の賠償義務を負わないものとします。
3. ユーザ等は、LHTC が本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、ユーザ機器、アクセス回線等の本サービス利用のための環境等について、監視、分析、調査等必要な行為をLHTCが行うことに合理的な範囲で協力するものとします。

第29条（ユーザIDおよびパスワード）

1. ユーザは、認定利用者に対して利用契約等に基づき開示する場合を除きユーザIDおよびパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。
2. ユーザ等の責めに帰すべき事由により、IDおよびパスワードが第三者に開示または漏洩し、第三者がユーザのユーザIDおよびパスワードを用いて本サービスを利用した場合、当該行為はユーザによる利用とみなされるものとし、ユーザはかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。
また、当該行為によりLHTCが損害を被った場合は、ユーザはLHTCに対し当該損害を賠償するものとします。ただし、LHTCの故意または過失によりユーザIDおよびパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第30条（禁止事項）

1. ユーザ等は利用契約等において明示的に認められる場合を除き、本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
 - (1) 利用契約等およびサービス仕様書において定められた事項に違反する行為
 - (2) LHTC 若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (3) 本サービスデータ、クライアントソフトウェア、LHTC 提供機器、ライセンスの修正、複製、翻訳、翻案、頒布、リパースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、派生製品の作成、貸与、譲渡、転売、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）、リース、担保設定等の行為あるいはその恐れがある行為を行うこと
 - (4) 有償または無償を問わず、本サービスデータ、または本サービスデータを加工、変更、変換して、認定利用者以外の第三者に利用させる行為
 - (5) 他のユーザのログイン名又はパスワードを不正に使用するなどにより、第三者になりすまして本サービスを利用する行為、または利用させる行為
 - (6) 本サービスを法令または公序良俗に反する目的で利用する行為
 - (7) 詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれがある行為
 - (8) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、またはその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (9) 他のユーザ、LHTC、第三者の財産またはプライバシー等を侵害する行為
 - (10) ウィルス等の有害なコンピュータプログラムを送信、掲載または書き込む行為
 - (11) 第三者の設備等または本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
2. ユーザは、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、またはユーザにおいて、該当する行為がなされることが予想される場合、直ちに LHTC に通知するものとします。
3. LHTC は、本サービスの利用に関して、ユーザ等の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するものであることまたはユーザ等の提供した情報が第 1 項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前にユーザに通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし LHTC は、ユーザ等の行為またはユーザ等が提供もしくは伝送する（ユーザの利用とみなされる場合も含みます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

第7章 責任の制限

第31条（保証・免責）

1. 本利用規約に記載された範囲を除き、LHTC は、ユーザ等が本サービスの全部または一部の利用ができないことにより発生する、あらゆる直接的および間接的損害について理由の如何を問わず、賠償を含むいかなる責任も負わないものとします。
2. LHTC は、提供したサービスデータの完全性、正確性等に関し、利用規約等に記載された範囲を超えるものについては、賠償を含むいかなる責任も負わないものとします。
3. LHTC は、ユーザ等が本サービスを利用することによりユーザ等と第三者との間で生じた紛争等について、いかなる責任も負わないものとします。
4. 本サービスを利用してユーザ等が提供または伝送する情報（コンテンツ）やサービスについては、ユーザ等の責任で提供されるものであり、LHTC はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についても、賠償を含むいかなる責任も負わないものとします。

5. LHTC は、第三者がログイン名又はパスワードを不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することによりユーザ等または第三者に損害を与えた場合について理由の如何を問わず、賠償を含むいかなる責任も負わないものとします。
 6. 本サービス用設備等の修理、修正、仕様変更およびバージョンアップ等の必要性等により本サービスの提供に必要な作業、時間または費用等が変化するため、LHTC は、本サービスにより提供される機能をユーザが永続的に使用できる権利は保証しないものとし、第 7 条（利用期間）または第 11 条（本サービスの廃止）に従い、利用契約等に定めるほか何らの責任を負うことなく、利用契約等を更新しないまたは本サービスの提供を停止することができます。
 7. LHTC は、次の事項が満たされることに關し、何らの保証を行わないとともに、これらの事項が満たされなかったことによりユーザ等に生じた損害に關し、賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 本サービスが特定の目的・用途に適合すること
 - (2) アクセス回線を利用した通信が正常に行われること
 - (3) アクセス回線を通じて送受信されたデータが完全であること、正確であること、または有効であること
 - (4) クライアントまたはクライアントソフトウェアが正常に稼働すること
 8. LHTC は以下の事由によりユーザ等に発生した損害については、賠償を含むいかなる責任も負わないものとします。
 - (1) 不可抗力
 - (2) ユーザ機器の障害
 - (3) インターネット接続サービス等、電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合または提供中止
 - (4) 本サービス用設備等からの応答時間等インターネット接続サービスの性能
 - (5) LHTC が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備等への侵入
 - (6) LHTC が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
 - (7) LHTC が定める手順・セキュリティ手段等をユーザ等が遵守しないこと
 - (8) 本サービス用設備等のうち LHTC の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）およびデータベース
 - (9) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・搜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に關する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令または法令に基づく強制的な処分
 - (10) LHTC の責に帰すべからざる事由による、納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - (11) 第三者が提供したサービスまたは第三者の故意や過失
 - (12) 第 10 条（LHTC の申し出による解約）第 3. 項に基づき LHTC が本サービスを解約した場合
 - (13) その他 LHTC の責に帰すべからざる事由
9. 第 23 条（一時的な中断および停止）に定める事由に起因して本サービスの全部または一部が一時的に停止または中断した場合における LHTC の責任は、当該各条項に定める責任に限られるものとし、当該各条項に定める責任以外の一切の責任を負わないものとします。
 10. 第 11 条（本サービスの廃止）の定めに基づき LHTC が本サービスの全部または一部を廃止した場合における LHTC の責任は、同条に定める責任に限られるものとし、同条に定める責任以外の一切の責任を負わないものとします。
 11. 第 21 条（サービスレベル）および第 22 条（本サービスの品質）の定めに基づき本サービスの品質がサー

ビスレベルに満たなかった場合、その期間に対する LHTC の責任は、同条に定める責任に限られるものとし、同条に定める責任以外の一切の責任を負わないものとします。

第32条（損害賠償）

1. 本サービスまたは利用契約等に関して、第 31 条（保証・免責）に定められた以外の事由で、かつ LHTC が利用契約等に違反したことが直接の原因でユーザ等に損害が生じた場合、当該事由の直接の結果としてユーザ等が現実には被った通常の損害に限り、ユーザ等は LHTC に対し、当該損害の賠償を請求することができるものとします。ただし、ユーザの LHTC に対する損害賠償請求は、ユーザ等が第 6 章ユーザ等の義務などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。
2. 前項に定める当該損害が認定利用者に発生した場合については、LHTC はユーザに対する責任を負うことによって認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応はユーザが責任をもって行うものとします。
3. 前各項に定める損害賠償の上限額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本サービスの年間利用料金から当該利用年の値引き額を差し引いた額を超えないものとします。
4. 前各項の定めにかかわらず、通信回線の障害、ユーザ等における端末誤操作等その他 LHTC の責めに帰することができない事由から生じた損害、LHTC の予見および予見可能性の有無を問わず逸失利益としての損害および間接損害については、LHTC は請求原因の如何にかかわらず、賠償責任を負わないものとします。
5. LHTC は、ユーザ等が利用契約等に違反し、これにより LHTC が損害を被った場合は、その損害をユーザに請求することができるものとします。

第8章 一般条項

第33条（秘密情報等の取り扱い）

1. ユーザ等および LHTC は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 相手方から開示される前に、秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 受領当事者が秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. ユーザおよび LHTC は、前項に定める秘密情報としての取扱いを要する情報を相手方に開示する場合、次の各号に定める方法でこれを行うものとします。
 - (1) 文書で開示する場合、「秘密」「Confidential」等の秘密である旨を表示して相手方に提供開示すること。
 - (2) 電子記録媒体で開示する場合、当該電子記録媒体に電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいいます。以下同じとします。）により前号の表示を記録することが技術的に可能な場合は、電磁的方式により前号の表示を記録し、相手方に開示すること。

- (3) 電子メールで開示する場合、本文等に第1号に定める表示をし、相手方に開示すること。(電子メールにファイル等が添付されている場合、当該ファイル等についても同様とします。)
 - (4) 口頭で開示する場合、開示の際、当該情報が秘密情報としての取扱いを要するものである旨を相手方に告げ、当該口頭による開示後14日以内に、前各号に定めるいずれかの方法により相手方に開示すること。
3. 前項の定めにかかわらず、別紙「サービス仕様書」「サービス料金表」において定める秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなします
 4. 前各項の定めにかかわらず、ユーザおよびLHTCは、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、ユーザおよびLHTCは、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
 5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
 6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービスの遂行または本サービス利用の目的の範囲内でのみ使用し、本サービスの遂行または本サービスの利用上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等(以下本条において「資料等」といいます。)を複製または改変(以下本項において「複製等」といいます。)することができるものとします。この場合、ユーザおよびLHTCは、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
 7. 前各項の規定にかかわらず、LHTCが必要と認めた場合には、第40条(再委託)所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、ユーザ等から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、LHTCは再委託先に対して、本条に基づきLHTCが負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
 8. 秘密情報の提供を受けた当事者は、利用契約の終了後または相手方の要請があったときは資料等(本条第6項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。)を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合は自らの責任でこれを完全に消去し、相手方へエビデンスの消去の証となる文書を提出するものとします。(秘密情報の複製物および改変物も同様とします。)
 9. 本条の規定は、利用契約終了後、10年間有効に存続するものとします。
- ### 第34条 (個人情報の取り扱い)
1. ユーザおよびLHTCは、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。)を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
 2. 個人情報の取り扱いについては、第33条(秘密情報等の取り扱い)の規定を準用するものとします。
 3. LHTCは、以下のいずれかに該当する場合にはユーザ等の個人情報を第三者に開示することができるものとします。
 - (1) あらかじめユーザ等の同意が得られている場合
 - (2) 法令にもとづき開示しなければならない場合
 - (3) 人の生命、身体または財産の保護に必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合

- (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進に特に必要であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力の必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがある場合

- 4. 本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

第35条（権利義務譲渡等の禁止）

- 1. ユーザおよび LHTC は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約等に基づく権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡、貸与、再許諾、移転、担保に供す、もしくはその他の処分をし、または債務の全部もしくは一部を第三者に履行させてはならないものとします。

第36条（準拠法および仲裁）

- 1. 利用契約等の準拠法は、日本法とします。
- 2. 利用契約等に起因または関連して生じるすべての紛争は、一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）の商事仲裁規則に基づき、同協会の仲裁により終局的に解決されるものとします。仲裁地は日本国東京とします。仲裁人の数は3名とし、1名は仲裁を申し立てた当事者が仲裁申立書において指名し、1名は他方当事者が指名し、1名は他の2名の仲裁人が共同して指名するものとします。仲裁の言語は日本語とします。仲裁の判断は、上訴の権利を伴わず、両当事者を拘束するものとします。本項の規定は、しかるべき裁判管轄の裁判所に提訴される予備的または暫定的差止請求には適用されないものとします。

第37条（協議等）

- 1. 利用契約等に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議

の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第38条（輸出等の措置）

- 1. ユーザは、本サービスの全部若しくは一部を単独でまたは他の製品と組み合わせ若しくは他の製品の一部分として、直接または間接に、次の各号に該当する取扱いをする場合は、日本国の「外国為替および外国貿易法」の規制並びにまたは米国輸出管理規則など外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続きをとるものとします。
 - (1) 輸出するとき
 - (2) 海外に持ち出すとき
 - (3) 非居住者に提供し、または使用させるとき

第39条（存続条項）

- 1. 利用契約の終了後も、第12条（契約終了時の処理）、第16条（利用料金不払時の措置）、第19条（認定利用者による利用）、第20条（利用条件）、第22条（本サービスの品質）、第26条（認定利用者に関する義務）、第29条（ユーザIDおよびパスワード）、第30条（禁止事項）、第31条（保証・免責）、第32条（損害賠償）、第33条（秘密情報等の取り扱い）、第34条（個人情報等の取り扱い）、第35条（権利義務譲渡等の禁止）、第36条（準拠法および仲裁）第37条（協議等）、第38条（輸出等の措置）、本条および第41条（優先条項）の定めは、有効に存続するものとします。

第40条（再委託）

- 1. LHTC は、ユーザに対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を LHTC の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、LHTC は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第33条（秘密情報等の取り

扱い) および第 34 条 (個人情報の取り扱い) のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の LHTC の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第41条 (優先条項)

1. LHTC およびユーザとの間の利用契約等が日本語および英語にて合意される場合、その相互に矛盾がある場合には日本語が優先するものとします。

第42条 (その他)

1. 利用契約等に定めのない事項については、ユーザと LHTC が協議して定めるものとします。

以上

改定履歴

1.6 版 改定：2023 年 7 月 24 日 発効：2023 年 10 月 1 日

- ・ 第 10 条 3. (9) および 第 31 条 8. (12)
LHTC への連絡なく、最終の利用日から 3 か月間本サービスの利用がなく、かつ LHTC が第 3 条 (通知の方法) に基づき通知をしたにもかかわらず、通知日から 7 日を経過してもユーザから返信がない場合の LHTC による解約を追加。

1.7 版 改定：2024 年 10 月 1 日 発効：2024 年 12 月 1 日

- ・ 第 2 条 (定義) に「サービス料金表」「サービス仕様書」を追加
- ・ ユーザ等の識別を補足、誤記修正等
- ・ 第 23 条 (一時的な中断および停止) 第 1. 項 の通知期限を 2 週間前から事前に変更